

制定	昭和 48 年 3 月
変更	昭和 51 年 3 月
変更	昭和 60 年 8 月
変更	平成 17 年 7 月
変更	平成 22 年 12 月
変更	平成 28 年 9 月
変更	令和 4 年 5 月
変更	令和 8 年 3 月

# 沖縄県農業振興地域整備基本方針

令和 8 年 3 月

沖 縄 県

# 目 次

第1 沖縄県における面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	
1 沖縄県における面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	
（1）農用地等の確保の基本的考え方	1
（2）沖縄県における面積目標	1
（3）諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	2
2 農業上の土地利用の基本的方向	
（1）位置、地勢、気象等の自然条件の現況等	3
（2）人口及び社会経済並びに将来の土地利用の方向	4
（3）農業地帯区分別の土地利用及び人口の動向	4
第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	7
第3 基本的事項	
1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	
（1）農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
（2）農業地帯別のかんがい排水事業の構想	11
2 農用地等の保全に関する事項	
（1）農用地等の保全の方向	11
（2）農用地等の保全のための事業及び活動	12
3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	
（1）農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	12
（2）農業地帯別の構想	12
4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	
（1）重点作物別の構想	16
（2）農業地帯別の構想	18
（3）広域整備の構想	27
5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	
（1）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	28
（2）農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	28
6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	
（1）農業就業者の安定的な就業の促進の目標	28
（2）農村地域における就業機会の確保のための構想	28

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	
(1) 生活環境施設の整備の必要性	29
(2) 生活環境施設の整備の構想	29

## 第1 沖縄県における面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

### 1 沖縄県における面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

#### (1) 農用地等の確保の基本的考え方

本県においては、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年12月31日法律第131号)に基づく3次にわたる沖縄振興開発計画と、沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)に基づく沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン基本計画)により、亜熱帯の地域特性を生かした生産性の高い活力ある農業の確立を目指して、各種施策が総合的・計画的に実施されてきたところである。

その結果、本県農業は、我が国における甘味資源作物、冬春期園芸作物、肉用牛等の供給産地として発展してきたが、これらの成果は、農業産出額の増加をはじめ県外向けの供給産地として定着している冬春期の施設野菜、全国的にも有数の子牛供給産地となった肉用牛などとして着実に現れつつある状況である。

このような中において、肉用牛、マンゴー、ゴーヤー、きく等の品目については、生産が増加傾向で推移しており、これらの有望品目を中心として、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制を強化し、おきなわブランドの確立を図ることが急務となっており、そのためには農用地等の確保が必要不可欠である。

また、適切な農業生産活動に供されることを通じて、県土・自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等の多面的機能の適切な発揮を図る上でも農用地等の確保・保全に努めることが重要である。

しかしながら、本県の耕地面積は、非農業的土地需要への転用や、荒廃農地の増大によって減少が続いており、食料自給基盤の弱体化と併せて、残された農用地の集団性や農作業の効率性等にも支障を来すことになると、農業振興を図る上からも大きな問題となる。

このため、本県の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の確保を図るとともに、その利用を促進するため、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等への集積・集約化を進めていく必要がある。

特に、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)に基づき農用地区域へ積極的に編入し、当該農用地を良好な状態で維持・保全するとともに、その有効利用を図ることとする。具体的には、転用を原則として認めない農用地区域において農業振興施策を集中的に実施するとともに、法の適切な運用を通じて農用地区域内における農用地等の保全・確保を図ることとする。

#### (2) 沖縄県における面積目標

沖縄県において確保すべき農用地区域内農地の面積の目標年は令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とする。沖縄県において確保すべき農用地区域内農地の面積は、農用地等の確保等に関する基本指針で定める都道府県が定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に基づき、下記のとおりとする。

- ①目標設定の基準年(令和5年)における農用地区域内の農地面積・・・・・・・・・・37,166ha
- ②これまで(令和2年から令和5年まで)のすう勢が今後も継続した場合かつ沖縄県において独自に考慮すべき事由を勘案した場合における令和17年時点の農用地区域内の農地面積・・・・・・・・・・32,661ha
- ③目標年までの集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進面積・・・・・・・・78ha
- ④目標年までの荒廃農地の発生の防止面積・・・・・・・・・・621ha
- ⑤目標年までの荒廃農地の解消面積・・・・・・・・・・2,791ha
- ⑥その他都道府県において独自に考慮すべき事由・・・・・・・・・・△206ha
- ⑦目標年において確保すべき農用地等の面積の目標・・・・・・・・・・35,945ha

### (3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

#### ① 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進等の施策に加えて荒廃農地の解消への支援等を通じ、農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用に努め、農地の保全と有効利用を促進する。

また、中山間・離島地域等においては、中山間地域等直接支払制度の活用により適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業生産条件の不利性の是正を推進する。

さらに、駐留軍用地跡地等において農業的利用が見込まれる土地については、積極的に農用地区域に編入することを通じて、優良農地の確保・拡大を図る。

#### ② 農業生産基盤の整備及び保全

亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合した基盤整備を推進することとし、実施に当たっては、周辺環境に配慮した整備及び保全に努める。

これまで、かんがい施設の導入条件である区画整理を先行して行ってきたため、ほ場の整備に比べてかんがい施設の整備が遅れている。

このため、本県の地形、地質、営農形態に応じて、地下ダム等により農業用水を確保するとともに、かんがい施設、ほ場、草地等を計画的に整備する。また、台風等の影響を強く受ける本県の気象条件や侵食されやすい土壌条件等に対応して、防風施設、農用地保全施設等を整備する。

その際、現況が農用地区域外であっても、農用地区域と一体的に整備する必要が認められる場合は、当該土地を積極的に農用地区域に編入し、整備に努める。

#### ③ 非農業的土地需要への対応

地域振興上やむを得ない非農業的土地需要に対応するための農用地区域からの除外については、農用地区域内農地の確保を基本とし、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件(周辺農用地の農業上の利用に支障がないこと等)を満たすことなど、より適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の他の土地利用との調整を図り計画的な土地利用の確保に努める。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等により行うこととする。

また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第1条の2第3項に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

#### ④ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握する。

#### ⑤ 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当

たつては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえて、法第13条の2の交換分合制度を積極的に活用する。

#### ⑥ 農業振興地域制度等の適切な運用及び推進体制の確立等

農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の適切な運用を通じ、農業と農業以外との土地利用調整を図るとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）等の活用により効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な優良農用地の確保に努める。

特に、農業振興地域制度の運用に当たっては、市町村が自治事務として主体的に農業振興地域整備計画の策定・管理に取り組むこととされており、法第10条第3項各号の設定基準を満たす集団的に存在する農地や農業生産基盤整備が予定されている農地及び担い手の育成のため確保しておく必要のある農地等の農業振興のために必要な農地など地域の特性に即した農業上の利用の確保に関する市町村の取組を促進する。

また、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

## 2 農業上の土地利用の基本的方向

### (1) 位置、地勢、気象等の自然条件の現況等

本県は、九州から台湾に連なる南西諸島の南半分、およそ北緯24度から28度、東経122度から132度までに位置しており、距離にして東西1,000km、南北400kmの広大な海域に散在する島々から成っている。

また、これらの島々は、沖縄諸島、先島諸島、尖閣諸島及び大東諸島から構成され、そのうち有人島は48島で、ほとんどの島々の周囲にはサンゴ礁が発達している。また、県都那覇市から主な有人離島までの距離は、東端の北大東島まで約366km、南西方向にある宮古島まで約287km、同石垣島まで約408km、南西端にある与那国島までは約516kmとなっている。

県土の総面積は2,282km<sup>2</sup>（国土総面積の約0.6%）であり、うち沖縄本島が約53%（1,208km<sup>2</sup>）と最も大きく、次に西表島、石垣島、宮古島の順となり、これら4島で総面積の約82%（1,879km<sup>2</sup>）を占めている。

地勢の特性として、500mを越す山地は、石垣島の於茂登岳（526m）と沖縄本島北部の与那覇岳（503m）の二つだけであり、小起伏山地となっている。また、沖積低地も発達しておらず、丘陵地や台地・段丘が県土の大部分を占めている。

地形で区分すると、平地型は沖縄本島中南部、宮古島、南・北大東島であり、山地型は沖縄本島北部、石垣島、西表島等となる。

河川は大小あわせて300余あり、山地型の地域に主要河川が集中しているが、島しょ特性から流路延長は短い。

土壌の分布は、国頭マージが最も多く、次いで島尻マージ、ジャーガル、沖積層土壌の順となっている。

国頭マージ土壌は、沖縄本島北部・石垣島・伊平屋島・伊是名島等を中心に広く分布する赤黄色の酸性土壌で、有機物に乏しく、雨水による土壌侵食を受けやすい。

島尻マージ土壌は、沖縄本島南部・宮古諸島等を中心に広く分布する暗褐色の中性から弱アルカリ性の石灰岩土壌で、保水力に乏しく、干ばつ被害を受けやすい。

また、ジャーガル土壌は、沖縄本島中南部を中心に分布する灰色のアルカリ性重粘土壌で、通気性に乏しく、排水性が不良である。

沖積層土壌は、海岸地帯の海成沖積層土壌と河口部及びその周辺の河口沖積層土壌に大別

される。一般的に土質は重粘ないし硬質で、地下水位が高く、排水が不良である。

本県の気候は亜熱帯海洋性気候で、年平均気温は23.3度と1年を通じて温暖で、サンゴ礁の発達した海、イリオモテヤマネコやノグチゲラ等貴重な野生動植物が生息・生育するなど、優れた自然環境に恵まれている。

年平均降水量は2,161mmで全国平均を上回っており、比較的雨量の多い地域であるが、季節による降水量格差が大きく、夏季にはしばしば干ばつの被害が発生する。

また、本県は、台風の常襲地であるとともに、冬季においては強い季節風や寡日照等の問題も抱えている。

## (2) 人口及び社会経済並びに将来の土地利用の方向

本県の令和6年の人口は、146万7千人で令和元年に比べ1.3万人(0.9%)増加しているものの、前年と比較して0.09%の減少となっている。地域別には、沖縄本島中部及び南部に総人口の約84%が集中している。

今後、出生率の低下等により緩やかに人口が減少し、令和17年には約145万人程度の人口になるものと見込まれている。年齢構成では、65歳以上の人口が増加し、少子高齢化が進行する。

就業者総数は、令和元年の約72万人から令和6年には約76万人に増加している。

産業別就業者数の構成割合の現状は、第3次産業が最も多く約81.2%を占め、次に第2次産業が約13.6%、第1次産業が約3.5%となっている。

これを全国の構成割合と比較すると、第3次産業、中でもサービス業が高い割合を占め、逆に、第2次産業、中でも製造業の割合がかなり低くなっている。

県内総生産は、個人消費の拡大や公共投資の増が見込まれることから、名目で平成26年度4兆5百億円程度から令和6年度には4兆8千9百億円程度となり、年平均で名目2.2%程度、実質0.6%程度の経済成長となることが見込まれる。

その産業別構成は、第1次産業が平成26年度1.5%から約1%へと減少するものの、第2次産業、第3次産業については構成比に大きな変化はなく、第2次産業が約14%、第3次産業は約85%になると見込まれている。

1人当たりの県民所得は、産業の成長により企業や雇用者の所得増加が期待されることから、平成26年度の212万円から令和6年度には253万円程度に増加すると見込まれる。

県土の利用状況については、令和4年の県土面積は、228,215haで、利用区分別面積は、農用地42,771ha(県土面積18.7%)、森林106,438ha(46.6%)、原野45ha(0.02%)、水面・河川・水路3,420ha(1.5%)、道路11,774ha(5.2%)、宅地16,714ha(7.3%)、その他47,053ha(20.6%)となっている。

構成割合を全国平均と比較すると、農用地、道路、宅地、その他の割合が高く、逆に森林の割合は約20ポイント低くなっている。また、その他が多いのは米軍用地(18,666ha)を含むため、県土の8.2%を占め県土構造をいびつなものとしている。

県土利用の推移をみると、令和4年までの10年間で、農用地は2,548ha減少し、それに替わって、道路と宅地は、それぞれ426ha、1,262ha増加している。このように、農業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んできている。

## (3) 農業地帯区分別の土地利用及び人口の動向

今後とも地域の社会的特性や自然環境の保全にも配慮した土地利用の調整を図る必要がある。

本県農業地帯の区分に関する基本的な考え方としては、市町村区域を基礎に、地形・土壌等の自然的条件、地域人口の変動や交通条件等の社会経済条件を総合的に勘案して、以下の5つの農業地帯に区分することとする。

農業地帯名	市 町 村 名 (農業振興地域の指定のある市町村)	市町村数	農業振興地域の 指定のない市町村
北部農業地帯	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、 名護市、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、 伊是名村、伊平屋村	1市2町 9村	
中部農業地帯	沖縄市、うるま市、読谷村、北中城村、中城 村、西原町	2市1町 3村	浦添市、宜野湾 市、北谷町、嘉 手納町
南部農業地帯	豊見城市、糸満市、八重瀬町、南城市、与那 原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名 喜村、粟国村、久米島町、南大東村、北大東 村	3市4町 6村	那覇市
宮古農業地帯	宮古島市、多良間村	1市1村	
八重山農業地 帯	石垣市、竹富町、与那国町	1市2町	

それぞれの農業地帯別の土地利用及び人口の動向は次のとおりである。

なお、中部農業地帯、南部農業地帯については、各農業地帯の社会経済の状況、地理的条件、土地利用の状況等をより明確にするため、同一の圏域に属する農業振興地域の指定のない市町村も含めて記述する。

#### ① 北部農業地帯

本地帯は、沖縄本島北部の1市2町6村と、伊江、伊平屋、伊是名の離島3村からなり、県土の36%を占めている。耕地面積は令和6年で6,630haあり、本県全体の耕地面積35,900haの約18.5%を占めている。

農業産出額では、県内全体の約3割を占める主要な農業地帯となっており、花き、豚、鶏、野菜、果実の比重が高い。また、土壌を活かしたパインアップル・かんきつ等果実生産の主産地となっており、花き、豚、鶏も県内の5割前後のシェアを有する主要産地となっている。

地域人口は、復帰後ほぼ横ばいで推移してきたが、平成に入ってから北部の中心市街地である名護市と、西海岸観光リゾート地である恩納村等で増加傾向を示すようになり、令和6年には約12万9千人（県人口の約9%）となっている。

#### ② 中部農業地帯

本地帯は、沖縄本島中部の2市1町3村からなり、県土の12%を占め、地域人口は一貫して増加傾向にあり、令和6年には約64万人（県人口の約44%）を抱える都市的地域で、全域が都市計画区域に指定されている。

耕地面積は令和6年で1,930haと本県全体の5.4%を占めている。

農業産出額をみると、花きが全体の約3割を占め、主要部門となっている。また、豚、さ

とうきび、花き、野菜の比重も高い。さらに、県内におけるかんしょの主産地が形成されている。

### ③ 南部農業地帯

本地帯は、県都である那覇市を含む沖縄本島南部の5市4町と、那覇市を起点に結ばれる慶良間諸島、久米島、渡名喜島、粟国島、南・北大東島からなり、県土の約15%を占めている。

耕地面積は令和6年で8,290haと本県全体の23.1%を占めており、森林や米軍施設・区域が少ない。

農業産出額をみると、県都那覇市を抱え、都市近郊野菜産地が形成されてきたこともあり、本島部では野菜生産の割合が高く、また、豚や花きの生産も盛んである。離島部では、さとうきびを中心として、野菜、花き、肉用牛、鶏卵等が生産されている。

地域人口は、那覇市を含めて本島部では増加傾向にあり、令和6年には中部に次ぐ約58万6千人となっているが、離島部では復帰前後の約1万8千人から令和6年には約1万1千人へと減少傾向が続いている。

### ④ 宮古農業地帯

本地帯は、宮古島市と多良間村の1市1村からなり、県土の10%を占めている。また、隆起サンゴ礁の平坦な地形であるため河川が発達しておらず、生活用水のほとんどを地下水に頼っている。

令和6年の耕地面積は11,500haと本県全体の32.0%を占め、最も多くの耕地面積を有する農業地帯となっている。

農業産出額をみると、約5割をさとうきびが占めており、肉用牛と葉たばこの生産も盛んである。特に、葉たばこについては、県内の約6割はこの地域で生産されており、主要な産地となっている。その一方で、野菜・花き・果実の生産については、本土の端境期をねらった冬春出荷野菜や熱帯果樹類の生産機運が高まり、作物の多様化が進んでいる。国営かんがい排水事業により地下ダムが整備され、農業用水の確保面では大きく前進している。

地域人口は、復帰前後の6万人前後から令和6年には約5万4千人（県人口の約3.6%）へと減少している。

### ⑤ 八重山農業地帯

本地帯は、石垣市を中心に1市2町から構成され、沖縄本島に次いで面積の大きい西表島を抱え、県土面積に占める割合も26.0%と高い。

令和6年の耕地面積は7,580haで、県内全体の21.1%を占めている。

農業産出額をみると、6割を肉用牛が占めており、また、さとうきびの生産も盛んである。特に、肉用牛については、県内産出額の約4割がこの地域で生産され、主要産地となっている。また、河川が比較的発達していることから、復帰後いち早く農業用ダムの整備が進められ、水田も多く存在することから、県内で生産される米の約6割がこの地域で生産されている。野菜・花き等の生産については、温暖な気候を活かした特色ある農業生産が展開されて

いる。

地域人口は、復帰前後の4万4千人前後から令和6年には約5万3千人（県内人口の約3.6%）へと緩やかな増加傾向を示している。

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模は、次のとおりである。

単位：ha

地帯名	指定予定地域（市町村名）	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	
			総面積	農用地面積
北部農業地帯	国頭地域（国頭村）	国頭村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区（やんばる国立公園）並びに規模の大きな森林等を除いた区域	8,275	1,031
	大宜味地域（大宜味村）	大宜味村のうち港湾法の港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区（やんばる国立公園）及び規模の大きな森林を除いた区域	4,887	477
	東地域（東村）	東村のうち規模の大きな森林等を除いた区域	3,780	1,063
	今帰仁地域（今帰仁村）	今帰仁村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区（沖縄海岸国定公園）並びに規模の大きな森林を除いた区域	3,401	1,392
	本部地域（本部町）	本部町のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、規模の大きな森林、自然公園法の特別保護地区（沖縄海岸国定公園）並びに国営沖縄記念公園（海洋博公園）等を除いた区域	4,417	780
	名護地域（名護市）	名護市のうち都市計画法の用途地域、港湾法の港湾隣接地域、規模の大きな森林等を除いた区域	11,765	2,247
	恩納地域（恩納村）	恩納村のうち規模の大きな森林等を除いた区域	2,466	482
	宜野座地域（宜野座村）	宜野座村のうち港湾法の港湾隣接地域、規模の大きな森林等を除いた区域	1,542	594
	金武地域	金武町のうち港湾法の臨港地区及び	1,396	425

	(金武町)	港湾隣接地域並びに規模の大きな森林等を除いた区域		
	伊江地域 (伊江村)	伊江村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域等を除いた区域	1,451	888
	伊是名地域 (伊是名村)	伊是名村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林を除いた区域	1,159	741
	伊平屋地域 (伊平屋村)	伊平屋村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林を除いた区域	1,563	343
	地帯計		46,102	10,463
中部 農業 地帯	沖縄地域 (沖縄市)	沖縄市のうち都市計画法の用途地域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域等を除いた区域	908	251
	うるま地域 (うるま市)	うるま市のうち都市計画法の用途地域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林等を除いた区域	5,509	2,070
	読谷地域 (読谷村)	読谷村のうち都市計画法の用途地域、規模の大きな森林等を除いた区域	1,365	637
	北中城地域 (北中城村)	北中城村のうち都市計画法の市街化区域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林等を除いた区域	658	108
	中城地域 (中城村)	中城村のうち都市計画法の市街化区域及び港湾法の港湾隣接地域を除いた区域	1,410	565
	西原地域 (西原町)	西原町のうち都市計画法の市街化区域及び港湾法の港湾隣接地域を除いた区域	808	332
	地帯計		10,658	3,963
南部 農業 地帯	豊見城地域 (豊見城市)	豊見城市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	1,073	526
	糸満地域	糸満市のうち都市計画法の市街化区	3,819	1,915

(糸満市)	域、自然公園法の特別保護地区（沖縄戦跡国定公園）等を除いた区域		
八重瀬地域 (八重瀬町)	八重瀬町のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	2,533	1,219
南城地域 (南城市)	南城市のうち都市計画法の用途地域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに大規模な観光レジャー施設用地等を除いた区域	4,645	1,846
与那原地域 (与那原町)	与那原町のうち都市計画法の市街化区域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域等を除いた区域	235	42
南風原地域 (南風原町)	南風原町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	619	203
渡嘉敷地域 (渡嘉敷村)	渡嘉敷村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区（慶良間諸島国立公園）並びに規模の大きな森林を除いた区域	624	16
座間味地域 (座間味村)	座間味村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区（慶良間諸島国立公園）並びに規模の大きな森林を除いた区域	733	51
渡名喜地域 (渡名喜村)	渡名喜村のうち防衛施設用地を除いた区域	362	37
粟国地域 (粟国村)	粟国村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域を除いた区域	760	206
久米島地域 (久米島町)	久米島町のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林を除いた区域	4,670	2,054
南大東地域 (南大東)	南大東村のうち港湾法の臨港地区を除いた区域	3,049	1,777

	村)			
	北大東地 域 (北大東 村)	北大東村のうち港湾法の臨港地区等 を除いた区域	1,187	550
	地帯計		24,309	10,442
宮古 農業 地帯	宮古島地 域 (宮古島 市)	宮古島市のうち都市計画法の用途地 域及び臨港地区、港湾法の港湾隣接 地域等を除いた区域	19,558	12,376
	多良間地 域 (多良間 村)	多良間村のうち港湾法の臨港地区及 び港湾隣接地域を除いた区域	2,187	1,102
	地帯計		21,745	13,478
八重山 農業 地帯	石垣地域 (石垣市)	石垣市のうち都市計画法の用途地域 及び臨港地区、自然公園法の特別保 護地区(西表石垣国立公園)並びに 規模の大きな森林等を除いた区域	16,059	8,767
	竹富地域 (竹富町)	竹富町の区域のうち港湾法の臨港地 区及び港湾隣接地域、自然公園法の 特別保護地区(西表石垣国立公園) 並びに規模の大きな森林を除いた区 域	10,799	3,843
	与那国地 域 (与那国 町)	与那国町の区域のうち港湾法の臨港 地区及び港湾隣接地域並びに規模の 大きな森林を除いた区域	2,781	1,037
	地帯計		29,639	13,647
	県計		132,453	51,993

注1: 「総面積」及び「農用地面積」は令和5年12月31日現在の農業振興地域面積及び、農業振興地域内の農用地面積

注2: 農用地面積とは農業振興地域内にある農用地自体の面積を指し、農地のほか、山林原野等の面積を含む

### 第3 基本的事項

#### 1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

##### (1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

亜熱帯の特性を生かした特色ある農業の振興を図るため、農用地区域を対象として、周辺

環境や景観・自然生態系との調和に配慮しつつ、地域特性に適合した生産基盤の整備を推進する。

農業用水については、飛躍的な畑地の高機能化による作物の増収と品質向上、高収益作物の導入や新たな産地形成の促進を図るため、農業用水の安定供給に向け地域特性に応じ多様な整備手法を用いた水源開発を推進するとともに、地域の営農形態や供給水量に応じてスプリンクラーや給水栓等かんがい施設の整備等を行う。また、効果の早期発現を図るため、給水所による段階的整備を行う。なお、十分な水量を確保できない地域においては、点滴かんがい等の節水かんがい方式の導入を図る。

老朽化した土地改良施設の長寿命化やライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を図るため、国土強靱化法に基づくインフラ長寿命化基本計画への対応等、国の施策と連携し、適切な機能診断・保全計画に基づく対策工事を計画的に実施するとともに、保全管理の省力化・効率化に取り組む。

ほ場については、農地の集積・集約化を推進する区画整理のほか、地域特性や営農形態に応じた土壌・土層の改良、農地防風施設等の設置を促進するとともに、スマート農業の実装を可能とする、自動走行農機に対応した大区画化や、管理省力化のための施設整備に向けた情報基盤等の整備を推進する。

また、草地等畜産基盤を総合的に整備することで、受益農家の規模拡大を図り、経営の安定化及び効率的な肉用牛生産を推進する。

## (2) 農業地帯別のかんがい排水事業の構想

### ① 北部農業地帯

県営かんがい排水事業伊平屋北部地区や国営かんがい排水事業羽地大川、伊是名地区等の関連事業を推進する。

### ② 中部農業地帯

県営かんがい排水事業長浜地区関連事業や津堅島等のかんがい施設整備を推進する。

### ③ 南部農業地帯

国営かんがい排水事業沖縄本島南部地区関連事業や南北大東島等のかんがい施設整備を推進する。

### ④ 宮古農業地帯

国営かんがい排水事業宮古伊良部地区の整備が実施されており、今後、多良間地区も着工予定となっていることから、引き続きかんがい施設整備を推進する。

### ⑤ 八重山農業地帯

既存水源（5ダム）の総合運用による農業用水の再編等を目的とした国営かんがい排水事業石垣島地区の整備が実施されていることから、引き続きかんがい施設整備を推進する。

## 2 農用地等の保全に関する事項

### (1) 農用地等の保全の方向

近年頻発化している大規模自然災害等による農地や農業用施設の被害を未然に防止することは、農山村地域に定住し、持続的に農業を展開していくために、安全・安心な生活

基盤の確保及び農業経営の安定化を図る上で重要である。このため、農地や農業用施設、周辺地域の防災・減災対策として、土壌侵食の抑制や排水対策、ため池等の防災対策、高潮対策等を実施し、農業・農村の強靱化を図る。

また、台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や侵食しやすい土壌条件等に対応した農地防風施設や排水路及び農地の勾配抑制等の整備や適切な維持管理に加え、「防風林の日」及び「土壌保全の日」の取組などの啓発活動を推進する。

## (2) 農用地等の保全のための事業及び活動

農地・農業用施設の保全を図るため、老朽ため池の改修や農地防風施設・土砂崩壊防止施設等、地すべり防止対策施設を整備・管理するとともに、「防風林の日」の取組などの啓発活動を行う。

荒廃農地の発生が特に懸念される中山間地域や離島地域の農地において、荒廃農地の発生防止等を取り決めた集落協定や個別協定を締結し、多面的機能増進活動等を行う。

また、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等への農用地の利用集積を促進することにより、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用に努める。

## 3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

### (1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

認定農業者等担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組を強化するため、「地域計画」や農地中間管理機構等の積極的な活用による施策の推進を図り、農地等の効率的な利用、遊休農地の解消及び有効利用を図るため、関係機関等との連携を密にし、農地情報の共有及び提供、集積斡旋等を行いつつ、規模縮小農家や離農者等の農地や荒廃農地等を認定新規就農者や認定農業者等担い手へ加速的に集積していく。

### (2) 農業地帯別の構想

#### ① 北部農業地帯

##### 個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび+野菜	2.60ha	さとうきび 2.40ha ゴーヤー 0.40ha
野菜	0.85ha	スイカ 2.20ha
花き	0.50ha	輪菊 0.15ha 小菊 0.50ha
果樹	4.00ha	ハインアップル 4.00ha
肉用牛	5.16ha	草地等 5.16ha
	飼養頭数 成雌牛 39頭	

組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	26.75ha	さとうきび 20.50ha 作業受託 25.00ha

② 中部農業地帯

個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび +かんしょ	6.90ha	さとうきび 5.90ha かんしょ 1.00ha
野菜	0.50ha	インゲン 0.50ha ゴーヤー 0.50ha
花き	0.55ha	小菊 0.70ha
果樹	0.70ha	マンゴー 0.35ha バナナ 0.35ha
養豚(繁殖一貫)	0.25ha	施設 0.25ha
	飼養頭数 種雌豚 40頭	

組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	20.25ha	さとうきび 14.00ha 作業受託 25.00ha

③ 南部農業地帯

個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび+肉用牛	5.70ha	さとうきび 3.30ha 草地等 2.40ha
	飼養頭数 成雌牛 18頭	
野菜	1.50ha	インゲン 0.50ha ゴーヤー 0.50ha カボチャ 0.70ha ヘチマ 0.50ha
花き	0.55ha	小菊 0.70ha
果樹	0.60ha	マンゴー 0.30ha パパイヤ 0.30ha
酪農	2.60ha	草地等 2.60ha
	飼養頭数	

	成雌牛	21 頭	
--	-----	------	--

組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	20.50ha	さとうきび 14.25ha 作業受託 25.00ha

④ 宮古農業地帯

個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび+野菜	3.20ha	さとうきび 2.80ha トウガン 0.40ha
さとうきび+果樹	2.65ha	さとうきび 2.40ha マンゴー 0.25ha
さとうきび+肉用牛	6.30ha 飼養頭数 成雌牛 20 頭	さとうきび 3.60ha 草地 2.70ha

組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	23.65ha	さとうきび 17.40ha 作業受託 25.00ha

⑤ 八重山農業地帯

個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび+水稻	8.80ha	さとうきび 4.80ha 水稻 6.00ha
さとうきび+野菜	7.80ha	さとうきび 7.40ha カボチャ 1.20ha
さとうきび+果樹	9.70ha	さとうきび 8.40ha パインアップル 1.00ha マンゴー 0.30ha
さとうきび+肉用牛	5.90ha 飼養頭数 成雌牛 20 頭	さとうきび 3.20ha 草地 2.70ha

組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	21.65ha	さとうきび 15.40ha 作業受託 25.00ha

肉用牛	14.60ha	草地	14.60ha
	飼養頭数		
	成雌牛	110 頭	

※各農業地帯の構想は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に準じる。

#### 4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

##### (1) 重点作物別の構想

年間を通して温暖な亜熱帯海洋性気候等の優位性を生かした活力ある産地を形成し、健康長寿や観光・リゾート地にふさわしい高品質かつ安全で安心な農産物を消費者や市場に定時・定量・定品質で供給し、認知度向上を図ることにより、おきなわブランドを確立する。

このため、優位性の発揮や生産性向上が期待され重点的に推進すべき品目を定め、このうち市場競争力の強化による生産拡大及び付加価値を高めることが期待される品目等を「戦略品目」、社会経済施策等の観点から現制度を堅持しつつ生産確保を図るべき品目等を「安定品目」として位置づけ、これらの品目に集中的な振興施策を講じる。

##### ① 戦略品目

###### ア 野菜

さやいんげん、ゴーヤー等を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の活動強化等を図り、担い手を中心とする自立した産地活動による生産・出荷体制を整備する。また、農業用水の確保、農地の集約化、台風等の気象災害に強い栽培施設、防風・防虫等ネット栽培施設や農業用機械等の整備と併せて、既存技術の高位平準化、新技術・新品種の開発、新規品目の導入・普及やスマート技術の導入、生産から販売までの一連の戦略の下、消費者、市場等のニーズに対応した定時・定量・定品質の生産・供給が可能な拠点産地の形成を推進する。

###### イ 花き

きく等を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成及び活動強化等による産地体制を整備するとともに、農業用水の確保、防風・防虫等ネット栽培施設や省力化を図る選別機等農業機械の整備を重点的に実施する。また、新技術・新品種の開発、新規品目の導入・普及やスマート技術の導入、優良種苗の安定供給を図り、栽培技術の高位平準化により、定時・定量・定品質の出荷原則に基づき、安定的に生産出荷できる拠点産地の形成を推進する。

###### ウ 果樹

マンゴー、生食用パイナップル等を中心におきなわブランドを確立するため、農地集約化等による経営規模の拡大、スマート技術等の導入、優良品種の開発・普及、農業用水の確保、気候変動等に対応したハウス及び防風・防鳥等ネット栽培施設、農業用機械等の整備を促進することにより、定時・定量・定品質な生産出荷ができる拠点産地の形成を推進する。また、拠点産地協議会等の育成・強化を図り、担い手を中心とする産地活動による生産・出荷体制を整備する。

###### エ かんしょ、薬用作物

かんしょは、近年、加工原料や健康食品として注目されており、需要拡大が期待されることから、優良品種の開発・普及、種苗供給体制の確立、サツマイモ基腐病対策等栽培体系の改善、実証展示ほの設置により、需要に応じた高品質のかんしょを安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

また、薬用作物については、加工処理施設等を整備するとともに、生産性及び品質の向上

を図り、安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

#### オ 肉用牛

戦略品目の肉用牛については、子牛の生産と販売力を一層強化するため、飼養規模の拡大等による生産コストの低減と、肉質向上と斉一化に重点を置いた県産優良種雄牛の造成並びに母牛の遺伝的能力の向上を図る。

沖縄県産和牛のブランド化を推進するため、肥育牛の増頭と肥育技術の向上に取り組む。

また、肉用牛経営の安定を図るため、粗飼料の生産・利用の効率化、エコフィードの利用など飼料自給率の向上等に努め、飼養管理技術の改善、新技術・効率的な生産方式や肉用牛ヘルパー活動の導入等を推進し、経営感覚に優れた農家の育成を行うとともに、子牛生産基盤の拡大強化と地域内一貫生産を促進する。

なお、我が国が参加する国際的な経済連携協定等の発効により、畜産物等の関税が撤廃・削減等された場合、安価な外国産畜産物の流入による県産畜産物及び子牛価格の低迷等が懸念されることから、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備や経営安定化対策等を講じる必要がある。

#### カ 養豚

養豚経営の安定と体質強化を図るため、飼養管理技術の向上や優良種豚の検定、導入、貸付等を行うとともに、本県固有の「沖縄アグー豚」の保全並びに安定的な系統維持と増産を図り、高品質で斉一性のある安全なアグー等おきなわブランド豚肉の確立を推進する。特に、種豚改良の中核機関となる家畜改良センター（原種豚場）を活用し、系統造成による繁殖性・産肉性等に優れた優良種豚の増殖・普及を推進する。

さらに、エコフィードについては、その安全性を確保した上での利用に努め、飼料自給率の向上を図る。

なお、我が国が参加する国際的な経済連携協定等の発効により、畜産物等の関税が撤廃・削減等された場合、安価な外国産畜産物の流入による県産畜産物及び子牛価格の低迷等が懸念されることから、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備や経営安定化対策等を講じる必要がある。

豚熱等、特定家畜伝染病防疫対策については、監視体制を強化し、関係機関との連携及び防疫資材の備蓄を図り迅速な初動防疫体制の強化に取り組む。

### ② 安定品目

#### ア さとうきび

さとうきびの生産振興を図るため、「さとうきび増産計画」等に基づき、農業用水源、かんがい施設、区画整理、農地防風施設等の生産基盤の整備をはじめ、機械化の促進、集中脱葉施設等の整備、土づくり、病虫害防除、優良品種の開発・普及、栽培体系の改善等、諸施策を総合的に推進し、生産性及び品質の向上を図る。

また、国によるさとうきび経営安定対策及び「さとうきび増産計画」に対応するため、効率かつ安定的な生産担い手として、認定農業者、農業法人、共同利用組織や受託組織等も育成するとともに、経営規模の拡大及び荒廃農地の解消へ向けた農地流動化対策を強化する。

#### イ パインアップル

加工原料用果実と生食用果実生産のバランスのとれた生産体制の確立を図るため、品種の

組合せ及びハウス等施設導入による出荷期間の拡大、機械化・省力化による生産コストの削減、農作業受委託等による担い手育成対策を推進し、地域の実情に応じた生産性の高いパイナップル生産体制を確立する。

#### ウ 水稻

水稻については、「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に向け、優良品種の導入及び栽培管理を適切に実施し、水田農業経営の安定化を図る。

#### エ 葉たばこ

葉たばこについては、さとうきび等との輪作体系を確立するとともに、生産性及び品質の向上を図る。

#### オ 茶

茶については、全国一早い収穫が可能である優位性を持っていることから、加工施設等の整備を推進し、紅茶などの発酵茶等多様なニーズに応えうる特色ある産地を形成するとともに、生産技術の向上により経営の安定を図る。

#### カ 酪農

酪農経営の安定を図るため、本県に適応した乳用牛の改良と受精卵移植の推進等を図るとともに、自家育成や自給粗飼料活用を推進する。

また、生乳の安定供給を図るため、学校給食用牛乳への供給の維持を図るとともに、一般消費者への消費拡大を推進する。

#### キ 養鶏

養鶏経営の安定を図るため、需要に即した計画生産とともに安全な鶏卵・鶏肉の供給を推進する。

また、大規模経営を主体に環境対策や家畜防疫衛生対策を推進する。

特に、高病原性鳥インフルエンザ対策については、監視体制を強化し、関係機関との連携及び防疫資材の備蓄を図り迅速な初動防疫体制の強化に取り組む。

## (2) 農業地帯別の構想

### ① 北部農業地帯

農業については、さとうきび、パイナップルの生産振興を図るとともに、ゴーヤー、かぼちゃ、すいか等の野菜、輪ぎく等の花き、かんきつ類やマンゴー等の果樹の振興を推進する。また、畜産、花き、果樹等の農林産物のブランド化に取り組むとともに、耕畜連携や環境への負荷低減を図るなど自然環境の保全と産業振興が両立する地域を形成する。さらに、かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備、農業水利施設等の長寿命化、防風林等の農地保全対策を推進するとともに、黒糖、シークワサー、ウコン、紅茶等の特産品の高付加価値化、ブランド化及び観光産業等と連携した6次産業化の推進並びに農産加工施設の整備を図る。

本圏域における赤土等流出量は県全体の4分の1を占めており、特に農地からの流出が75%を占めていることから、農地を重点的に、新たな取組を含め総合的な対策を推進する。

畜産業については、肉用牛と養豚の飼養管理技術の向上や優良種畜の導入を推進するとともに、アグー豚等の独自ブランドの系統維持・育成・拡大、酪農及び養鶏の生産振興を図る。また、飼養衛生管理基準の遵守や危機管理体制の構築をはじめ、豚熱、鳥インフルエンザ等の特

定家畜伝染病の防疫対策の強化を推進するほか、家畜排せつ物等の環境対策における監視・指導体制の強化等を図る。

新規就農者の育成は、市町村等関係機関と情報共有しつつ、学習機会の提供や経営・技術指導等により育成を支援する。農林業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、農山村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林業の多面的機能の維持・発揮を図る。

さらに、地域特産物の出荷コストの負担軽減等による域外出荷の拡大を図る。

周辺離島においては、離島地域の経済を支えているさとうきびの増産に向けた取組を推進するとともに、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援、黒糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図る。さらに、農林産物を活用した特産品の開発、ブランド化、観光産業等と連携した6次産業化の展開や販路拡大、グリーン・ツーリズム等の推進など、離島ごとの環境・特性を生かした農林業の振興を図る。

特に、伊江村においては肉用牛や輪ぎく、らっきょう、とうがん等、伊平屋村や伊是名村においては水稻等の生産振興を図る。

#### ア さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により生産の増大に向け取り組む。

#### イ 野菜

高品質かつ安全な野菜を計画的に供給することを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに台風等の気象災害に強い栽培施設や防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー・かぼちゃ等の拠点産地の形成・育成に努める。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### ウ 花き

きくを中心に切り葉、観葉鉢物、洋ラン、トルコギキョウ等が生産される県内の主産地となっており、消費者や市場のニーズに応じた品目・品種の出荷体制の整備を進め、流通・販売の経費低減等、農家経営の安定化に努める。

今後とも台風等の気象災害に強い栽培施設や農業機械等の導入、流通・販売体制の強化等を推進するとともに、きく、切り葉等の拠点産地の形成・育成を図り、周年出荷体制の確立に努める。

#### エ 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

#### オ かんきつ類

本県における主産地を形成しており、シークワサー、中晩柑類、温州みかん等の品質・生産性の向上及び生産の拡大により、拠点産地協議会等の育成・強化や農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

また、優良品種の導入・普及及び防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進及び農業機械等

の導入により、高品質安定生産を図り、優良品種等を組み合わせて出荷期間の拡大を図る。

#### カ 果樹

マンゴー、パッションフルーツ等を中心に主要な産地となっており、優良品種の導入・普及、品質及び生産性の向上、生産の拡大により、気候変動等に対応したハウス及び農業用機械の導入など防風対策の強化及び拠点産地協議会等の育成・強化を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### キ パインアップル

本圏域は、酸性の国頭マージ土壌からなり、パインアップル栽培に適していることから、本県の主産地となっており、パインアップル産業は、缶詰加工業による雇用創出とともに観光産業へも大きく貢献している。今後とも優良品種・種苗及び栽培施設の導入促進と機械化・農作業受委託の推進等により、生産性及び品質の向上を図るとともに、生食用と加工原料用果実のバランスのとれた生産体制を図るとともに、拠点産地協議会等の育成・強化を図る。

また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### ク 茶

本県における主産地となっており、優良品種の導入等により生産性及び品質の向上を図り、紅茶などの発酵茶の加工技術の導入など、多様なニーズに応えうる特色ある産地を形成する。また、収穫機等機械化の推進や生産組合等の組織強化による販売力の向上に取り組む。

#### ケ 水稲

優良品種の普及および適切な栽培管理の実施により、品質の向上と安定生産を図る。

#### コ かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### サ 畜産

肉用牛の優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上を図るとともに、生産の拡大に努める。

豚は、改良増殖及び産肉能力等生産性の向上に努めるとともに、飼養衛生管理技術を強化し損耗防止を推進する。また、沖縄アグー豚等独自ブランドの系統維持・育成・拡大により経営の安定を図る。

養鶏と乳用牛については、飼養衛生管理技術の向上に努め、安定かつ計画的な生産体制の確立を図る。

なお、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設等の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

### ② 中部農業地帯

農業については、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、にんじん等の県外出荷品目の野菜をはじめ、きく、洋ラン等の花きの産地育成や流通販売体制の強化など、都市地域に近い立地条件を生かした農林業の展開を推進する。また、かんしょ等の特産品の高付加価値化、ブランド化、観光産業等と連携した6次産業化の推進、農産加工施設の整備を図るとともに、さとうきび振興を支える本島唯一の製糖施設の高度化を促進する。さらに、総合的病害虫防除体系や化学肥

料低減等の環境負荷軽減技術を活用した都市近郊型農業の促進、エコファーマー等の育成により、環境と調和した持続的生産体制の構築を図る。加えて、農業用水源の確保、かんがい施設や区画整理等の各種生産基盤の整備と併せて農業水利施設等の長寿命化を推進する。

畜産業については、子牛や子豚の育成率の向上、酪農及び養鶏の生産振興を図るとともに、生産基盤の整備、家畜排せつ物等の環境対策における監視・指導体制の強化を図る。また、飼養衛生管理基準の遵守や危機管理体制の構築をはじめ、豚熱、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の防疫対策の強化を推進する。

新規就農者の育成は、市町村等関係機関と情報共有しつつ、学習機会の提供や経営・技術指導等により育成を支援する。農林業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、農山村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林業の多面的機能の維持・発揮を図る。

#### ア さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により品質及び単収の向上を促進する。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業法人や農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

#### イ 野菜

定時・定量・定品質の生産を図ることを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに台風等の気象災害に強い栽培施設や防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、にんじん等の県外出荷品目とトマト等の県内出荷品目の産地形成や農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### ウ 花き

きくを中心に台風等の気象災害に強い栽培施設の整備、農業機械等の導入、新技術・新品種の普及を推進し、生産性の向上と高品質化を図る。また、きく、洋ラン等の拠点産地の形成・育成や流通・販売体制の強化を推進する。

#### エ 温帯果樹類

かんきつ類、びわについては、優良品種の導入・普及及び防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進により、生産・出荷期間の拡大を図るとともに、拠点産地協議会等の育成・強化を図る。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### オ 熱帯果樹

栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウスの導入の推進、生産出荷の組織化により、マンゴー等の生産の拡大に努め、拠点産地協議会等の育成・強化を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### カ かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### キ 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏などの生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼養衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

#### ク 茶

優良品種の導入等により生産性及び品質の向上を図り、紅茶などの発酵茶の加工技術の導入など、多様なニーズに応えうる特色ある産地を形成する。また、機械化の推進や組織強化による販売力の向上に取り組む。

### ③ 南部農業地帯

農業については、きく、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、オクラ、ピーマン、にんじん、マンゴー、かんしょ等の品目について、拠点産地の体制強化・育成により生産拡大とブランド化を推進するとともに、さとうきび及びかんしょについては、優良種苗の増殖普及等により、生産性及び品質の向上を図る。また、薬用作物等の特産品の高付加価値化、ブランド化、観光産業等と連携した6次産業化の推進、農産加工施設の整備を図る。さらに、総合的病虫害防除体系や化学肥料低減等の環境負荷軽減技術を活用した都市近郊型農業の促進、エコファーマー等の育成により、環境と調和した持続的生産体制の整備を図る。加えて、湧水や雨水等の利用など南部の地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備と併せて農業水利施設等の長寿命化を推進する。

畜産業については、子牛や子豚の育成率の向上、酪農及び養鶏の生産振興を図るとともに、生産基盤の整備や家畜排せつ物等の環境対策における監視・指導體制の強化等を図る。また、伝統的に食される山羊の活用を促進する。さらに、飼養衛生管理基準の遵守や危機管理体制の構築をはじめ、豚熱、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の防疫対策の強化を推進する。

新規就農者の育成は、市町村等関係機関と情報共有しつつ、学習機会の提供や経営・技術指導等により育成を支援する。農林業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、農山村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林業の多面的機能の維持・発揮を図る。

周辺離島については、農産物を活用した特産品の開発、ブランド化、観光産業等と連携した6次産業化の展開や販路拡大など、離島ごとの環境・特性を生かした農林業の振興を図る。あわせて、地域特産物の出荷コストの負担軽減などによる域外出荷の拡大を図る。

また、離島地域の経済を支えているさとうきびの増産に向けた取組を推進するとともに、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援、黒糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図る。加えて、干ばつ被害や台風等の気象災害から農作物被害を防ぐため、農業用水源や防風林等の生産基盤の整備を推進する。

#### ア さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により、生産性及び品質の向上を図る。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、遊休化した農地を利用した担い手の経営規模の拡大、農業法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さと

うきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に取り組む。

#### イ 野菜

定時・定量・定品質の生産を図ることを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに台風等の気象災害に強い栽培施設や防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、さやいんげん、ピーマン、トマト、かぼちゃ等の生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成に努める。加えて、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

また、県産野菜の自給率を高めるため、夏秋期における生産拡大を図るとともに生物的防除を取り入れた減農薬栽培等による高付加価値化及び契約栽培の導入等を推進する。

#### ウ 花き

台風等の気象災害に強い栽培施設の整備や農業機械等の導入、新技術・新品種の普及を促進し、出荷体系の効率化を図り、きくやストレリチア、トルコギキョウ等を中心とした拠点産地の形成・育成に努める。また、出荷の周年化や流通・販売体制の強化を推進する。

#### エ 熱帯果樹

優良品種の導入・普及、栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウス及び農業用機械等の導入などを推進し、生産出荷の組織化により、マンゴー、パッションフルーツ等の生産の拡大を図り、拠点産地協議会等の育成・強化に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### オ かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### カ 薬用作物

薬用作物の栽培技術の向上を図り、拠点産地の形成・育成に努める。

#### キ 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏などの生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼養衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

特に、離島については、自給飼料基盤に立脚した肉用牛経営を推進する。

### ④ 宮古農業地帯

農業については、さとうきび、肉用牛、葉たばこ等の生産振興を図るとともに、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん等の野菜、マンゴー等の果樹の振興を図る。また、畜産、野菜、果樹等の農林産物のブランド化に取り組むとともに、環境への負荷低減を図るなど自然環境の保全と産業振興が両立する地域を形成する。さらに、農産物を活用した特産品の開発など、観光産業等と連携した6次産業化を推進するとともに、宮古圏域のさとうきび農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援を行う。併せて、黒糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図る。また、台風など自然災害に強い農業施設整備を推進するとともに、地下ダム等の

農業用水源の保全・整備と一体となったかんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備、農業水利施設等の長寿命化を推進する。併せて、台風など気象災害から農作物被害を防ぐための防風林整備を推進する。

畜産業については、子牛の拠点産地化、肥育牛のブランド化の推進、畜舎整備等の生産振興を図るとともに、家畜排せつ物等の環境対策における監視・指導體制の強化や飼料自給率の向上に努める。また、山羊を活用品目として位置付け推進する。さらに、特定家畜伝染病の侵入及びまん延防止のため、関係機関連携による防疫演習や防疫資材の備蓄など危機管理体制の強化を推進する。

新規就農者の育成は、市町村等関係機関と情報共有しつつ、学習機会の提供や経営・技術指導等により育成を支援する。農林業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、農山村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林業の多面的機能の維持・発揮を図る。

多良間村における含蜜糖生産については、黒糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図るとともに、新たな農業用水源の確保による農作物の増収や品質向上、高収益作物の導入を図る。また山羊を活用品目として位置付け推進する。

#### ア さとうきび

優良種苗の増殖・普及、株出栽培体系の推進、葉たばこやかぼちゃ、かんしょとの輪作体系の確立等により生産性及び品質の向上を図る。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業機械導入等により農業法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

#### イ 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに台風等の気象災害に強い栽培施設や防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、とうがん、オクラ等の拠点産地の産地協議会活動を充実・強化し、生産性及び品質の向上を図る。

また、地産地消を推進するため、たまねぎ等県内出荷が可能な品目についても生産振興を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### ウ 熱帯果樹

優良品種・新規品目の導入・普及、栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウス及び農業用機械等の導入を進めるとともに、マンゴー等の生産を拡大し、拠点産地協議会等の育成・強化に努める。

また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

#### エ 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

#### オ 薬用作物

薬用作物の生産技術の向上を図り、産地形成を図る。

#### カ 畜産

肉用牛については、優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上に努めるとともに畜舎整備等の生産基盤の強化と自給飼料基盤の整備により生産振興を図る。さらに、耕種部門との連携による複合経営を推進する。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

キ かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

## ⑤ 八重山農業地帯

農業については、さとうきび、パインアップル、水稻、かんしょの生産振興を図るとともに、かぼちゃ、オクラ、ゴーヤー等の野菜、レッドジンジャーやヘリコニア等の花き、マンゴー等の果樹の振興を推進する。また、畜産、野菜、花き、果樹等の農林産物のブランド化に取り組みとともに、環境への負荷低減を図るなど自然環境の保全と産業振興が両立する地域を形成する。さらに、八重山圏域のさとうきび農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援を行うとともに、含蜜糖生産については、黒糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図る。また、かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、既施設の再編・更新を図り、農業用水の有効活用等を促進する。併せて、台風等の気象災害から農作物被害を防ぐための農業施設の整備や防風林整備等を図る。

本圏域における赤土等流出量は県全体の4分の1を占めており、特に農地からの流出が95%を占めていることから、農地を重点的に、新たな取組を含め総合的な対策を推進する。

畜産業については、子牛の拠点産地化、肥育牛のブランド化の推進、放牧地高度利用の推進等により、供給基地としての産地形成を推進するとともに、家畜排せつ物等の環境対策における監視・指導体制の強化や飼料自給率の向上に努める。また、特定家畜伝染病の侵入及びまん延防止のため、関係機関連携による防疫演習や防疫資材の備蓄など危機管理体制の強化を推進する。

新規就農者の育成は、市町村等関係機関と情報共有しつつ、学習機会の提供や経営・技術指導等により育成を支援する。農林業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、農山村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林業の多面的機能の維持・発揮を図る。

さらに、地域特産物の出荷コストの負担軽減等による域外出荷の拡大を図る。

竹富町及び与那国町の含蜜糖生産については、黒糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図る。

西表島においては、さとうきび、パインアップル、熱帯果樹、かぼちゃ、水稻等を中心に生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。また、波照間島では、さとうきびを中心に肉用牛、モチキビ等を振興するとともに、小浜島では、さとうきびを中心に肉用牛等、黒島では、肉用牛の振興を図る。

与那国町については、さとうきび、水稻、肉用牛、薬用作物の生産を振興し、経営の複合化

を促進する。

#### ア さとうきび

生産性及び品質を向上させるために、優良品種の増殖普及や適期栽培管理、株出栽培体系の推進、有機物の施用や緑肥作物の栽培、防風・防潮林の普及啓発等を図るとともに、肉用牛との複合化や葉たばこ、野菜等との輪作体系を推進していく。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業法人や農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

#### イ 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、台風等の気象災害に強い栽培施設や防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、かぼちゃ、オクラ、ゴーヤー、さやいんげん等の安定生産に努めるとともに、土づくり、防風対策、販売対策の強化により生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成を推進する。

また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

#### ウ パインアップル

パインアップル栽培に適した酸性の国頭マージ土壤の地域では、生食用品種を中心に生産が行われており、観光産業へも大きく貢献している。

今後とも生食用優良種苗の導入及び開花処理技術の向上による出荷期間の拡大、農業用機械等の導入等により、生産性及び商品価値の向上を図るとともに、拠点産地協議会等の育成・強化を図る。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

#### エ 熱帯果樹

マンゴーについては、優良品種の導入・普及、栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウスの導入などを図る。観光産業へも大きく貢献しているマンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ等の生産性及び品質向上を目指し、拠点産地協議会等の育成・強化に努める。

また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

#### オ 花き

台風等の気象災害に強い栽培施設等の整備、新技術の普及、栽培技術の高位平準化を推進し、レッドジンジャー、ヘリコニア等熱帯花き類の拠点産地として、周年安定出荷体制の確立、ブランド化の推進に努めるとともに、切り葉等の生産拡大を図り、流通・販売対策の強化を推進する。

#### カ 水稻

栽培技術及び病虫害防除技術の向上等により安定的な生産を図る。さらに、消費者ニーズに対応して環境に配慮した米づくりを推進するとともに、生産コストの低減を図り、所得の向上に努める。

#### キ 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

#### ク 畜産

肉用牛については、ブランド化の推進、畜舎整備等の生産基盤強化、自給飼料基盤の整備、優良種畜の導入・育成、放牧地高度利用の推進及び飼養衛生管理技術の向上等により、供給

基地としての産地形成を推進する。さらに、生産基盤の強化のため畜舎の整備等を行う。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進し、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため、堆肥センターの活用を推進するとともに、地力の維持増進を図り、飼料自給率の向上に努める。

#### ケ かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

### (3) 広域整備の構想

#### ① 広域流通施設の機能強化と整備

県産農林産物の県外産地との競争条件の不利性を改善するため、輸送コストの一部を支援するとともに、生産地から消費地までのコールドチェーン体制の確立、船舶輸送を基本とするモーダルシフトの促進などにより持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築に取り組む。

また、北部・離島地域の農林業の振興を図るため、地域特産物の出荷コストの負担軽減、地域間共同輸送の促進など持続可能な地域間物流の形成に取り組む。

中央卸売市場については、引き続き生鮮食料品の円滑な流通を確保する拠点及び生産者の出荷先として第一次産業を支える重要な役割を果たすため、近年の流通環境の変化に対応した施設整備等の機能強化を推進するとともに、建て替えを含め老朽化に伴う各種対策に取り組む。

畜産物については、食の安全を確保するためにHACCP対応の食肉・食鳥処理施設等の整備を進め、また、家畜市場の機能強化に向けた整備を進めること等により、適正な価格形成を推進する。

#### ② 広域的な農業技術情報センター機能の充実

栽培技術や病害虫防除技術、気象情報や市況などの農業情報を必要な生産者等に対し発信するため、農業改良普及センターにおいて、普及指導機材・デジタル情報機材等を充実させ、科学的かつ適切な農業技術の普及と地域課題に対応できるよう体制を整備する。

#### ③ 広域的な資源循環システムの整備

家畜排せつ物等有機性資源の有効活用を促進するため、耕種部門との連携により、畜産、食品、林野、水産等も含めた広域連携型の資源循環システムの強化を図る。

また、農業用廃プラスチック資材等の適正処理を推進するため、県協議会により市町村等の関係機関に対し農業用廃プラスチック適正処理対策協議会の早期設立の指導や各地域において農業用廃プラスチックの回収、処理体制を確立する。

### 5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

#### (1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業後継者の育成を図るため、これまで県立農業大学校や後継者育成施設の整備を進めてきたが、今後とも本県の農業を担う後継者の育成・確保を図るため、農業技術習得のための研修教育施設や県立農業大学校等の整備を行う。

## (2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

就業者の育成・確保を図るため、農業大学校等の研修教育施設やカリキュラムの充実などを推進する。さらに、県立農業大学校等を卒業後、意欲的に就農を希望する人材などに対し施設・技術・資金等の経営に必要な資源を効果的に活用し、就農相談から定着まで一貫した就農支援を推進する。

また、就農希望者への就農意欲の喚起を促すため、研修実施者に対する就農準備資金の交付や、就農直後の経営安定のための経営開始資金の交付をはじめ、機械施設の導入支援、就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対する資金交付をおこなう。

## 6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

### (1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

認定農業者等、将来の地域農業の担い手を確保するため、「地域計画」の実行を通じた担い手への農地の集積・集約化等の取組を支援するとともに、女性農業者等が経営の方針等に参画し、農業経営に対する関心を高めるため、「家族経営協定」を推進し、農業経営の複合化・多角化を支援する。

近年、農業に関心を持つ県民も多く、特に定年帰農者や他業種からの農業への新規参入等による就農・就業が増加傾向にあり、農業大学校の研修教育施設では中高年者の研修生が増えている。そのような中、地域のリーダーとして活躍された高齢農業者においては、高度な技術伝承者として産地及び地域の農林業を現役として担っている貴重な人材であり、新規就農者等の技術指導や研修受入など、世代をつなぐ橋渡し役として支援する。

さらに、観光業・食品加工業等異業種との連携を推進するなど、生産から販売までを視野に入れた経営を展開する担い手の育成・確保に努める。

### (2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

グリーン・ツーリズムの研究会等の組織活動支援、「沖縄、ふるさと百選」の認定等、交流情報の提供を行い、受け入れ側のグリーン・ツーリズム推進方法と環境整備を推進する。

また、農産物直売所等や体験農園、農村公園等の整備を行う。

さらに、農山村の所得の向上・地域内の循環を図るため、地域資源を活用したバイオマス発電や営農型太陽光発電など地産地消型エネルギーシステムのモデル構築と促進に取り組む。

また、農林業者自らが地域内で生産・加工・販売を行う6次産業化や農林業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄る農商工連携を支援し、地域農林産物等の資源の掘り起こしや利用拡大等による域内・域外向け商品開発モデルの構築に取り組む。

## 7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

### (1) 生活環境施設の整備の必要性

農業の生産活動の場であるとともに、生活の場である農山村については、豊かな自然環境の保全や景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を生かし、都市住民にも開かれた快適で活

力ある村づくりを推進する。

そのため、農山村の地域社会の維持・向上やグリーン・ツーリズム等の推進、全島緑化の推進などを図る。

## (2) 生活環境施設の整備の構想

農山村や森林が有する豊かな自然環境や沖縄らしい風景づくり、歴史・文化等の地域資源の保全・活用を図り、農山村の多面的機能の維持・発揮に取り組む。

また、農業・農村の持つ豊かな自然環境の保全、伝統文化の伝承等の多面的機能を再評価し、地域住民の主体のもと、地域の特色を生かし、快適で潤いのある農村空間の形成を図るため、農村地域の振興を支援する。